

三重県業務継続計画

中間報告

平成 23 年 3 月

目 次

1 『三重県業務継続計画』の概要

- (1) 策定の趣旨
- (2) 『業務継続計画』とは
- (3) 業務継続計画の概要
- (4) 地域防災計画と業務継続計画との関係

2 『三重県業務継続計画』の基本的な考え方

- (1) 計画の基本方針（目標）
- (2) 業務継続のための基本的な対応方針
- (3) 検討の前提となる危機事象
- (4) 想定地震による被害

3 計画策定の作業手順

- (1) 業務継続検討の対象とする組織の範囲
- (2) 業務継続検討の対象とする業務の範囲
- (3) 「非常時優先業務」の定義
- (4) 「非常時優先業務」の選定に関する基本的な考え方

4 業務継続のための体制整備

- (1) 参集可能職員数予測方法
- (2) 職員の居住地域において想定されるハザード
- (3) 参集可能職員数予測結果－職員被災等を考慮しない場合－
- (4) 参集可能職員数予測結果－職員被災等を考慮した場合－

1 『三重県業務継続計画』の概要

(1) 策定の趣旨

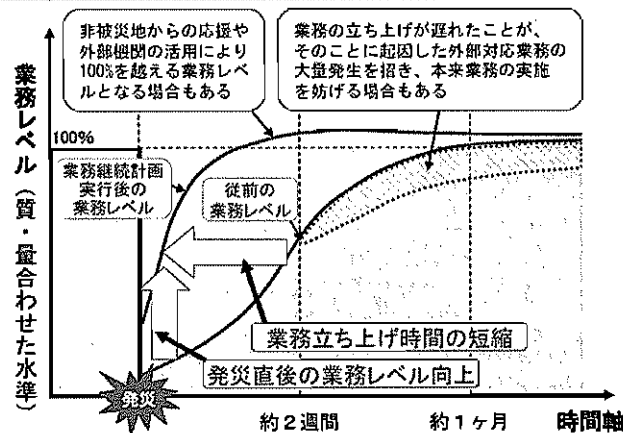
三重県に大きな影響を及ぼす東海地震、東南海・南海地震は、『今後必ず発生する超巨大地震』であり、三重県が平成17年3月にとりまとめた被害想定調査結果によれば、これらの地震が連動して発生した場合、県内での死者は約4,800人、経済的被害は約3兆円にのぼると想定されている。

このような大規模地震発生時には、県自身も被災することが十分想定されるが、そのような状況下においても、県では災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を被災直後から適切に行う必要がある。

このことから、人やライフライン等の必要資源に制約がある状況下において、「非常時優先業務」（三重県地域防災計画に基づく災害応急対策業務や優先度の高い復旧・復興対策業務、並びに継続性の高い通常業務）を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分等の措置を講じることにより、適切な業務執行を実施することを目的として、『三重県業務継続計画』を策定する。

「非常時優先業務」

大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。



業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

(2) 『業務継続計画』とは

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い業務を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震発災時にあっても、適切な業務の執行を目的とした計画である。

(3) 業務継続計画の概要

業務継続計画においては、前提となる地震を特定し、その被害を想定した上で、「非常時優先業務」を抽出し、各優先業務の業務開始目標時間（時期）を設定する。一方、非常時優先業務を実施するための必要資源が、発

災時にどの程度利用可能であるかを確認し、その確保状況について課題があれば、課題を解決するための対策について検討を行う。

「業務開始目標時間」

非常時優先業務について、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討した結果、それぞれの業務の開始・再開の目標とする時期のこと。ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

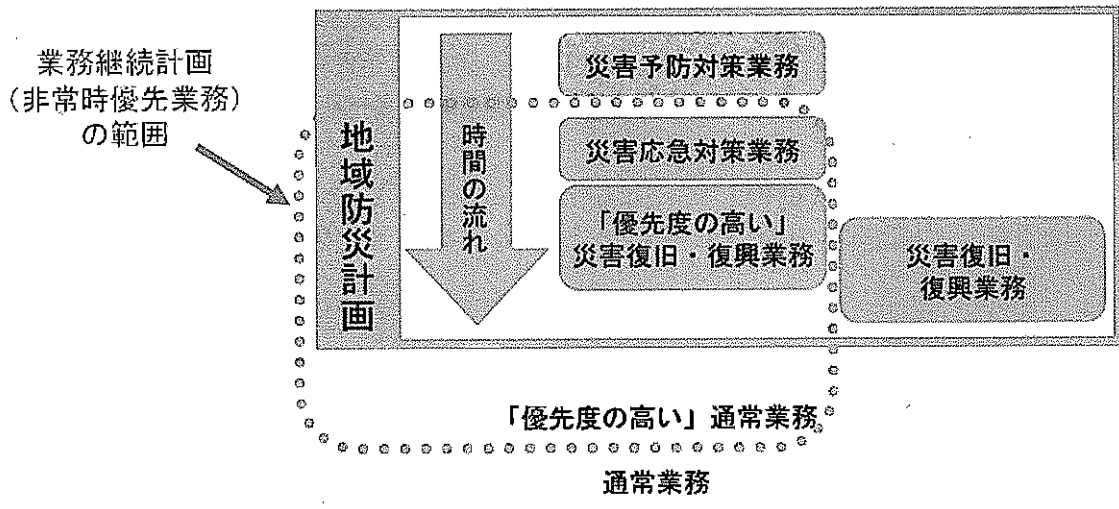
(4) 地域防災計画と業務継続計画との関係

『三重県地域防災計画』は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震をはじめとする地震災害に対処すべき措置事項を中心として、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守るため、県や市町、防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

地域防災計画と業務継続計画との主な相違点を列挙すると以下のようになる。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である(実効性の確保)。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務(予防業務、応急業務、復旧・復興業務)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする(応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

地域防災計画と業務継続計画の違い



地域防災計画と業務継続計画の概念図

2 『三重県業務継続計画』の基本的な考え方

以下の基本方針等に基づき、非常時優先業務の選定や必要資源の配分等について検討し、『三重県業務継続計画』（以下単に「計画」という。）を策定、実施していくこととする。

(1) 計画の基本方針（目標）

以下の三つを基本方針（目標）として掲げることとする。

- ① 県民の生命、身体、生活及び財産を守るとともに、そのための災害応急対策業務に万全を尽くす。
- ② 県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- ③ 以上の業務を継続するための必要資源の確保に努める。

(2) 業務継続のための基本的な対応方針

業務継続に必要な体制を確保するため、以下の三つを対応方針として掲げ、非常時優先業務を実施することとする。

- ① 県民の生命、身体及び財産を守るため、災害対応を中心とした非常時優先業務を優先して実施し、災害応急対策業務は最優先とする。特に、発災後 72 時間（目途）は、この方針を徹底する。
- ② 非常時優先業務に必要な資源の確保・配分については、全庁横断的に調整する。
- ③ 通常業務は、積極的に休止・抑制し、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開する。

(3) 検討の前提となる危機事象

【想定地震】

東海・東南海・南海地震連動発生の場合とする。

（選定理由）

- ① 地震の発生確率が極めて高いこと。
※ 今後 30 年以内の地震発生確率（平成 23 年 1 月 1 日時点）
東海地震：87%（参考値）、東南海地震：70%程度、
南海地震：60%程度
- ② 発生した場合に被害が甚大かつ全県に及ぶと想定されていること。（※県庁付近も「震度 6 強」の揺れに見舞われると想定されている。）

【発災時間】

「冬の早朝 5 時に発災した場合」とする。

（選定理由）

被害想定において人的被害が最大となり、時間外であることから、非常時優先業務に必要な資源のうち、特に重要である職員の確保が最も困難となる条件であると考えられること。

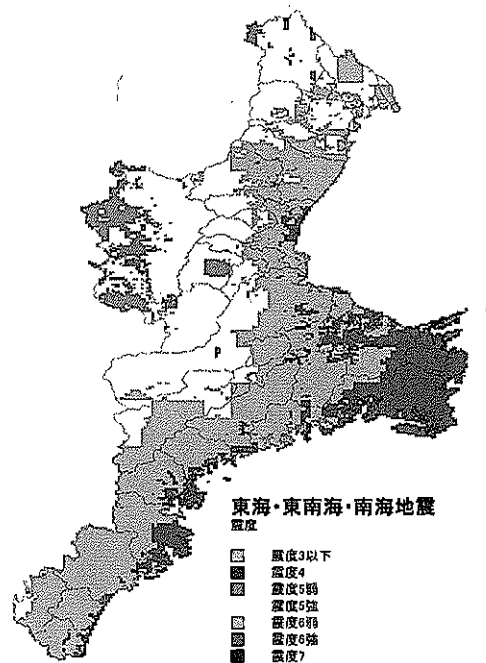
※ ただし、時間内に発災した場合には、要員の確保はできるものの、例えば、

帰宅困難者の発生、来庁者や学校における児童・生徒の安全確保、火災被害等、時間外に発災した場合とは異なる課題も考えられることから、業務継続上課題となる点がないか、検討を行うこととする。

(4) 想定地震による被害

三重県は、『三重県地域防災計画被害想定調査報告書』を平成17年3月にとりまとめており、その中で、東海・東南海・南海地震が連動発生した場合に、県内で想定される被害について提示している。

本計画の検討を行うにあたり、前提とする具体的な被害想定内容については、同報告書において示されている数値等とする。

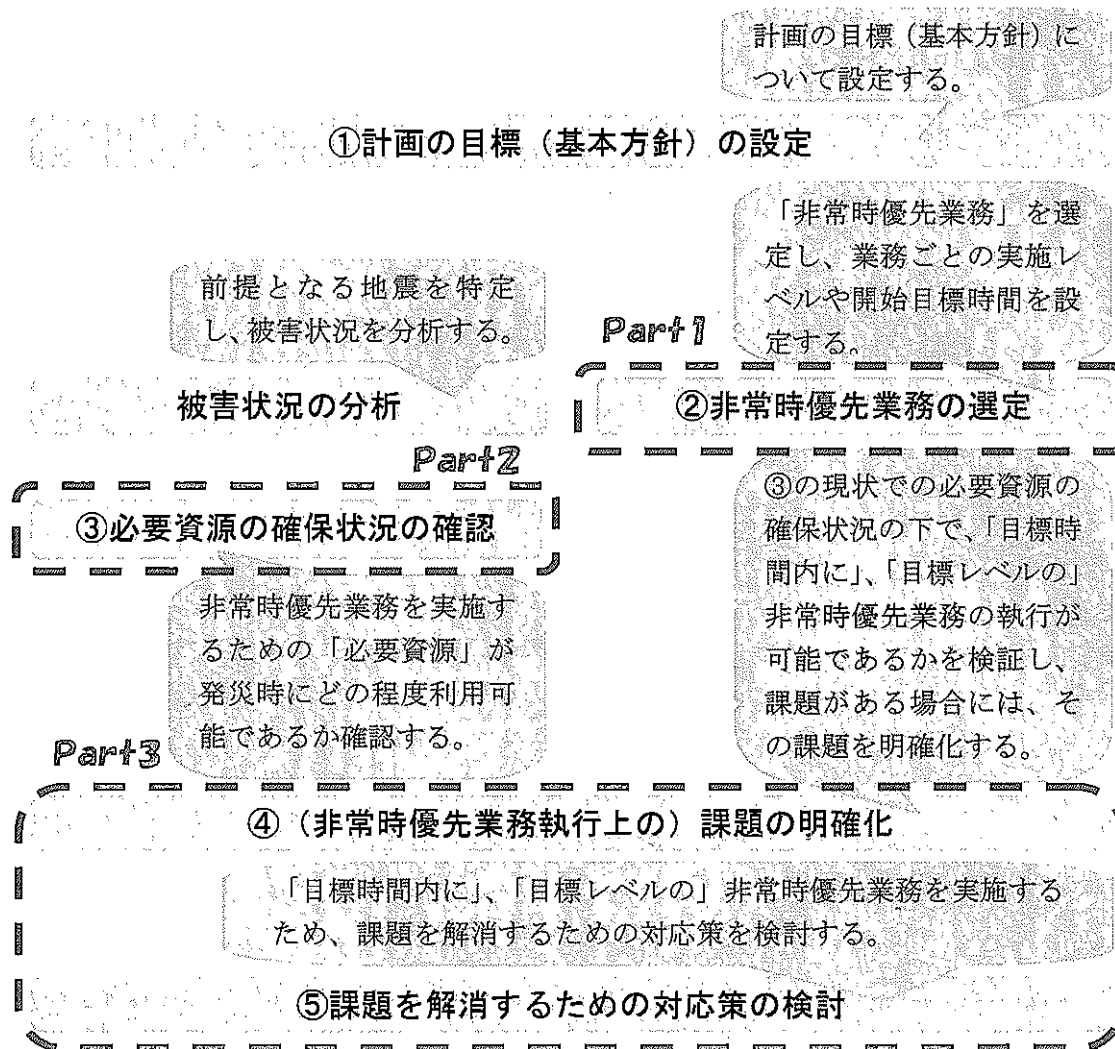


東海・東南海・南海地震連動発生時における県内想定震度分布図

3 計画策定の作業手順

計画の策定にあたっては、「①計画の目標（基本方針）の設定」、「②非常時優先業務の選定」、「③（非常時優先業務の実施のために必要な）資源の確保状況の確認」、「④（非常時優先業務執行上の）課題の明確化」、「⑤課題を解消するための対応策の検討」が必要である。

計画を策定する上での工程の概要をイメージ化すると、以下のようになる。



業務継続計画策定工程のイメージ

このことから、策定作業は、大きく以下の三つの部分に分けて実施することとする。

(Part 1) 非常時優先業務を選定し、当該業務ごとの「目標とする実施レベル」や「開始目標時間」を設定する。

(Part 2) 非常時優先業務を実施するための「必要資源」が、発災時にどの程度利用可能であるか、を確認する。

(Part 3) 現状での必要資源の確保状況を踏まえ、非常時優先業務執行上の課題を明確化し、課題を解消するための対応策を検討する。

(1) 業務継続検討の対象とする組織の範囲

知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会のそれぞれ本庁及び地域機関、各行政委員会とする。

(2) 業務継続検討の対象とする業務の範囲

検討対象とする業務の範囲は、上記(1)の対象組織が実施するすべての業務とする。具体的には、以下の業務であり、これらの業務のうちから、下記(3)の定義に該当するような業務を「非常時優先業務」として、選定することとなる。

① 災害応急対策業務

「災害応急対策業務」とは、『三重県地域防災計画 震災対策編』の第4章災害応急対策計画において掲げる、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う業務である。

② 災害復旧・復興業務

「災害復旧・復興業務」とは、被災者が被災直後に、一応の生命・身体・財産等の安全が図られ、または図りつつ、元の生活と同程度の生活を取り戻すために行う業務である。

③ 通常業務

平常時において、各所属が通常行っている業務である。

(3) 「非常時優先業務」の定義

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも2週間（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならない、かつ、1か月以内に「目標レベル」に到達していなければならない業務とする。

【目標レベル（目標とする状況）】

発災時において確保されるべき、許容限界以上の行政サービス水準をいう。

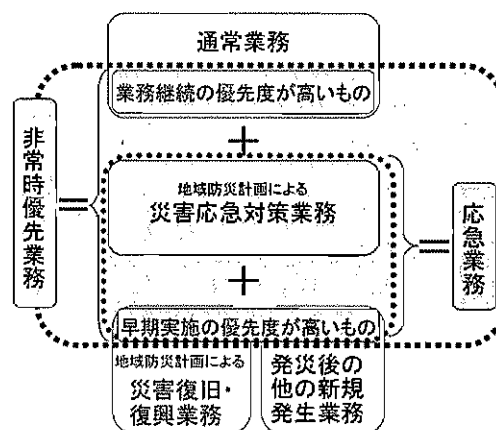
（目標レベル例）

【非常時優先業務名】

災害対策本部の設置運営

【目標レベル】

災害対策本部を速やかに設置するとともに、災害対策本部員会議を地震による発災後●●時間以内に開催し、県の災害対策方針の決定を行う。



非常時優先業務のイメージ

(4) 「非常時優先業務」の選定に関する基本的な考え方

非常時優先業務の選定に関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- ① 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。
- ② 非常時優先業務のうち、災害応急対策や災害復旧・復興業務に係る内容については、「三重県災害対策活動実施要領」(『三重県地域防災計画 各編共通 平成21年度修正』P550～)等に掲げる各部所掌事務を基本として、地震発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- ③ 非常時優先業務のうち、通常業務に係る内容については、特に継続実施が不可欠な業務を非常時優先業務として選定する。
- ④ 本計画検討の前提としている発災時間以外(時間内)に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れて、非常時優先業務を選定する。

「業務開始目標時間」(再掲)

非常時優先業務について、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討した結果、それぞれの業務の開始・再開の目標とする時期のこと。ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

(参考) 「非常時優先業務」の選定に関するその他詳細

- ① 発災から1か月後までを大きく以下の4つのフェーズに分類し、さらに8つの業務開始目標時間を設定する。
(フェーズ)
「初動体制確立期」: 発災～3時間
「即時対応期(救命中心)」: 3時間～24時間
「緊急対応期(救援・支援)」: 24時間～3日
「応急対応期(生活の安定)」: 3日以降
(業務開始目標時間区分)
「発災直後」、「1時間以内」、「3時間以内」、「6時間以内」、「24時間以内」、「3日以内」、「1週間以内」、「2週間以内」
- ② 各部局の非常時優先業務のうち共通するものは、統一性を確保するとともに、業務の類型化・階層化を行う。

4 業務継続のための体制整備

大規模地震発生時に業務を継続するためには、必要な資源が確保されている必要がある。その資源の一つである職員に関しては、必要な人員の確保と適切な配置、安否確認等を行う必要がある。

このことから、今回、大規模地震発生時における参集可能な職員数について見積りを行った。

(1) 参集可能職員数予測方法

今回、業務継続検討の対象とした組織に所属する本庁及び地域機関の職員に対して調査を行い、計4,916名(本庁:2,123名、地域機関:2,793名)を今回の参集予測の対象とした。

(前提条件)

- ① 参集場所は、地域防災計画に規定の「非常体制」の場合の考え方に基づく。
- ② 公共交通機関は、地震発生後少なくとも3日間は利用不可能と想定し、居住地から参集場所までの参集手段は、徒歩または自転車とする。
- ③ 居住地から第1～4参集場所までいずれも20km以上離れている場合は、『参集できない』ものとし、3日目以降に参集可能であるとする。(徒歩または自転車による参集可能な距離の設定)
- ④ 居住地が津波浸水予測地域である場合、避難が最優先となるため、地震発生後少なくとも2日間は、参集は困難であると想定する。

(2) 職員の居住地において想定されるハザード

① 震度

(震度6強以上)	1,256名(25.6%)
(震度6弱)	2,738名(55.7%)
(震度5強)	680名(13.8%)
(震度5弱以下等)	242名(4.9%)

② 津波浸水

(浸水予測地域内)	814名(16.6%)
(浸水予測地域外)	4,102名(83.4%)

(3) 参集可能職員数予測結果－職員被災等を考慮しない場合－

予測結果の概要は、以下のとおりである。

(所属部署へ参集可能)	2,052名(41.7%)
(他の部署へ参集可能)	1,876名(38.2%)
(いずれにも参集不可能)	988名(20.1%)

【全体】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率（%） （※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	1,816	788	1,028	36.9
2時間以内	2,965	1,393	1,572	60.3
3時間以内	3,478	1,723	1,755	70.7
6時間以内	3,796	1,954	1,842	77.2
12時間以内	3,896	2,039	1,857	79.3
12時間超	3,928	2,052	1,876	79.9

【本庁】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率（%） （※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	394	327	67	18.6
2時間以内	682	579	103	32.1
3時間以内	861	742	119	40.6
6時間以内	971	845	126	45.7
12時間以内	1,001	875	126	47.2
12時間超	1,008	882	126	47.5

【地域機関】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率（%） （※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	1,422	461	961	50.9
2時間以内	2,283	814	1,469	81.7
3時間以内	2,617	981	1,636	93.7
6時間以内	2,825	1,109	1,716	101.1
12時間以内	2,895	1,164	1,731	103.7
12時間超	2,920	1,170	1,750	104.5

※ 参集率は、参集予測の対象とした職員数（本庁：2,123名、地域機関：2,793名）に対する参集可能職員数（累計）の割合を記載している。

（４）参集可能職員数予測結果－職員被災等を考慮した場合－

阪神・淡路大震災の事例等からも、発災後少なくとも3日目までは、「職員または家族等の被災」、「近隣の救出・救助活動への従事」、「参集途上での救命活動への従事」等による参集不能が十分想定される。

このことから、これらの点を考慮した職員参集予測を実施した。

具体的には、「職員または家族等の被災」により、職員の1割、「近隣の救出・救助活動への従事」や「参集途上での救命活動への従事」により、職員の3割が参集不能と仮定し、これらの割合を上記（３）の職員被災等を考慮しない場合の参集可能職員数に乗じる方法で、職員被災等を考慮した場合の参集可能職員数（概数）を予測した。

※ 参集不能割合は、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版、内閣府（防災担当）」を参考に設定。

【全体】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率（％） （※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	1,090	473	617	22.2
2時間以内	1,779	836	943	36.2
3時間以内	2,087	1,034	1,053	42.5
6時間以内	2,278	1,172	1,106	46.3
12時間以内	2,338	1,223	1,115	47.6
12時間超	2,357	1,231	1,126	47.9

【本庁】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率（％） （※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	237	197	40	11.2
2時間以内	409	347	62	19.3
3時間以内	517	445	72	24.4
6時間以内	583	507	76	27.5
12時間以内	601	525	76	28.3
12時間超	605	529	76	28.5

【地域機関】

時間経過	参集可能職員数（人）（累計）			参集率（％） （※）
	計	所属	所属以外	
1時間以内	853	276	577	30.5
2時間以内	1,370	489	881	49.1
3時間以内	1,570	589	981	56.2
6時間以内	1,695	665	1,030	60.7
12時間以内	1,737	698	1,039	62.2
12時間超	1,752	702	1,050	62.7

※ 参集率は、参集予測の対象とした職員数（本庁：2,123名、地域機関：2,793名）に対する参集可能職員数（累計）の割合を記載している。

（参考）

既存研究成果によれば、平成7年の阪神・淡路大震災の際、発災当日に登庁できた（公務に従事した）神戸市役所及び芦屋市役所の職員の割合は、それぞれ約41%、50.6%である。

三重県復旧・復興マニュアル（仮称）

中間報告

平成 23 年 3 月

目次

第1章. 三重県復旧・復興マニュアルの趣旨と構成	1
1. 三重県復旧・復興マニュアルの趣旨	1
1) マニュアル策定の目的と事前準備の必要性	1
2) マニュアルの位置付け	2
3) 前提とする災害と対象地域	6
4) 対象地域	8
5) 地域特性	8
2. 復興の理念と基本的視点	10
1) 復興の理念	10
2) 災害復興対策における基本的視点	10
3) 県と市町の役割分担	12
4) 被害想定・地域特性を踏まえた検討の方向性	13
3. マニュアルの構成	14
1) 記載方法	14
2) マニュアルの構成	14
3) 個別表の記載内容	15
4) マニュアルの活用と留意点	16
5) マニュアルの見直し・修正	16
6) 市町マニュアルへの反映	16
(参考)	
○全体フロー(案)	17
○個別シート(例)	21

第1章. 三重県復旧・復興マニュアルの趣旨と構成

1. 三重県復旧・復興マニュアルの趣旨

1) マニュアル策定の目的と事前準備の必要性

(1) 策定目的

三重県は、これまで伊勢湾台風等の風水害や大規模な地震災害により多くの人命や財産が失われてきた。また、近い将来には東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害が発生し、県内に甚大な被害を及ぼすことが想定されている。

このような大規模災害発生時には、県民の安定した生活を早い時期に取り戻すことが必要となり、災害発生後の救援・救助等の応急対策に引き続き早期の復旧・復興対策が求められる。

一方、災害によって被害を受けた被災者の生活や社会機能、構造物を再建するには、限られた時間の中で遂行しなければならない膨大な行政需要が発生する。また、災害後の地域の再建には、単に壊れたものを元に戻すだけでなく、災害の教訓を踏まえ、将来の課題に向けた新しい社会づくりを目指すことも求められ、計画策定や事務遂行上、重要な意思決定が数多く求められる。そして、新しい社会づくりを実現させるためには、地域の将来ビジョンを共有し、関係者による合意形成が求められる。

こうしたことから、被災者の生活、まち、さらに地域経済の再生、そして発展のために長期間にわたって継続的に実施することが必要な復旧・復興対策について、迅速かつ的確な対応が取れるよう、「三重県復旧・復興マニュアル」（以下「本マニュアル」という。）を策定するものである。

本マニュアルは、災害復旧・復興に向けた対策を円滑かつ確実に実施し、対策の内容、体制等を整備していくための手順等を検討・整理したものである。

(2) 事前準備の必要性

近年においては、阪神・淡路大震災をはじめとする大規模災害が発生しており、被災地となった行政機関では、その経験を生かしながら、災害発生後の復旧・復興について様々な実施・検討が行われている。内閣府においては、阪神・淡路大震災等を踏まえて、被災時には以下の点に留意する必要がある、との意見を示している。

- 日常からノウハウを蓄積し、それを活かせるようにする。
- 平常時の行政需要を超える業務量の発生に対応する体制等を整える。
- 生活再建の遅れに伴う間接被害が深刻にならないようにする。
- がれきの処理や医療等、行政の責務として取り組む事項が発生する。

大規模災害発生時における復旧・復興対策に関わる膨大な行政サービス需要や新しい社会づくり、そのための合意形成の視点からみると、事前準備の必要性は以下のように考えられる。

ア) 膨大な行政サービス需要（問題解決）が求められる

難しい対応を災害発生後の混乱時ではなく、平常時の冷静な時期に検討し、必要なマンパワーや財源、情報（ノウハウ）などの資源を確保し、必要な行動計画などを準備しておくことが必要となる。

イ) 新しい社会づくりが求められる

災害後の地域の再建には、単に壊れたものを元に戻し、災害前の状態を回復するだけではなく、災害の教訓を踏まえ、将来の課題に向けた新しい社会づくりを目指すことが求められる。

ウ) 膨大な合意形成が求められる

これまでにない新しい社会づくりを実現させるためには、地域の将来ビジョンを共有し、地域の利害関係者の参加と協働による復興体制の整備、復興財源の確保な

どが必要であり、そのための合意形成が求められる。

こうした合意形成への需要に対して、どのような体制で、どのような手続きで円滑に進行できるのかが問われることから、平常時に関係者の参加による計画づくりを実施しておくことが求められる。

エ) 平常時から「復興に備える取組」が求められる

東京都の取組のように、平常時から、「復興まちづくり訓練」を地域コミュニティ参加のもと、大規模な被害を受ける可能性が高く、地域危険度が高い地区で行うことで、「被災後の復興の大変さ」を模擬的に体験し、被害軽減対策を実現しておくことの重要性を再認識することが求められる。訓練等を通して、あらかじめ「まちづくり」について住民の合意形成を図り、災害に強いまちづくりを進めることが必要である。

【参考：震災復興まちづくり訓練の目的】

- 万一、震災で被災してしまった場合の復興を、円滑かつ迅速に進めることができる。
- 事前の防災まちづくりの意識を高める。
- まちの将来像を住民自身が考える契機となる。

このように、復旧・復興対策の決定・実施においては、膨大な問題解決への対応や様々な合意形成が即時的に求められることから、迅速に意思決定ができる仕組みを事前に備えておくとともに、まちの防災力を高めるためには復旧・復興プロセスを通じた被害軽減というリスク・マネジメントの考え方が大切で、そのためにも事前準備が必要となる。

2) マニュアルの位置付け

(1) 応急・復旧・復興対策期の時期・定義

応急対策期、復旧対策期、復興対策期の区分は、災害の規模や対応する項目により、単純に時間で割り切れるものではなく、特に大規模で広域的な災害が発生した場合は、災害発生直後から復旧・復興に向けた対策を連続的に行っていく必要がある。

しかし、マニュアルの位置付けを示すうえで、対象範囲である復旧対策期・復興対策期及びそれと関連する応急対策期の時期・定義を明確にする必要があるため、以下のとおり定義することとする。

応急対策期

- ・被災者の一応の生命・資産等の安全が図られる期間。
- ・時間軸では、「発災直後」から、救援・救助活動が一段階する「概ね1週間後」までの期間。

復旧対策期

- ・個人レベルでは、元の生活と同程度の生活を取り戻す期間。
- ・社会レベルでは、被災地域の基盤や機能を従前の状態に回復する期間。
- ・時間軸では、応急対策期が終わる「概ね1週間後」から、復興計画を策定し復興事業が本格化していく「概ね6ヶ月後」までの期間。

復興対策期

- ・個人レベルでは、生活や労働・活動等、意識を含めて再建する期間。
- ・社会レベルでは、新たな価値に基づき将来ビジョンの実現を目指した地域社会を創造する期間。
- ・時間軸では、復興事業が本格化していく「概ね6ヶ月後」以降の期間。

(2) 復興プロセスの検討

① 発災直後から復興完了までの流れ

発災直後から復興完了に至る復興プロセスについて、阪神・淡路大震災等の事例及び内閣府資料等をもとに示すと、表1、図1のとおりとなる。なお、実施すべき対策の時期は、目安として示したものであり、災害の規模等により前後することが想定される。

災害応急対策が一段落した段階の発災後概ね2週間後に復興本部を設置し、概ね6ヶ月

後に復興計画を策定し、生活再建、まち・経済の再生など復興対策を迅速かつ計画的に遂行することになる。

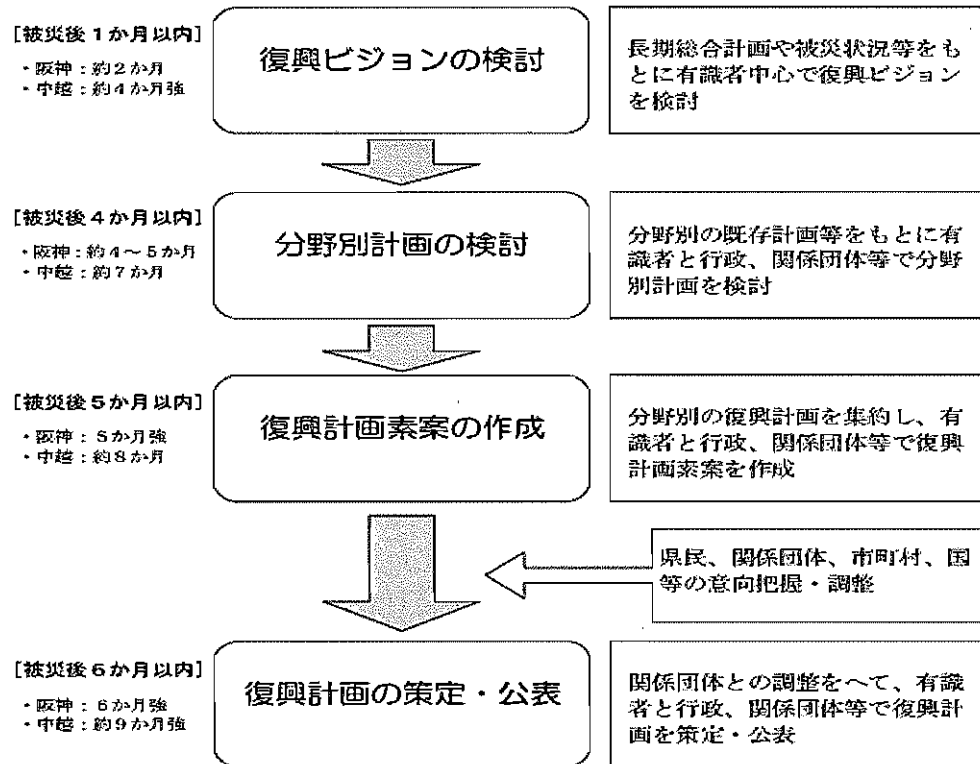
表 1

■復興プロセスのイメージ

時期	時間経過	主な行動
発災前		本マニュアルの策定
応急対策期	発災直後	○災害対策本部の設置 ○被災状況の把握 ○救援・救助活動の開始
	～1週間	○復興初動体制の確立
復旧対策期	～2週間	○復興本部の設置
	～1ヶ月	○復興基本方針の策定及び公表
	～2ヶ月	○復興計画(骨子案)の策定及び公表
復興対策期	～6ヶ月	○復興計画の策定及び公表
	～2年	○復興事業の推進
	～3年	○インフラの復旧
	～6年	○生活・産業・観光等の再生
	～概ね10年	○復興事業の完了

■復興計画の策定スケジュール <参考>

図 1



出典：内閣府「地方公共団体における災害復興事前対策の推進に関する調査報告書」（平成22年3月）

② 災害対策本部と復興本部の比較

災害対策基本法を根拠として主に災害応急・復旧対策を実施する災害対策本部と、本マニュアルの対象となる復興本部の違いについて、実施時期や内容等の区分により表 2 のとお

り整理する。

■災害対策本部と復興本部の比較

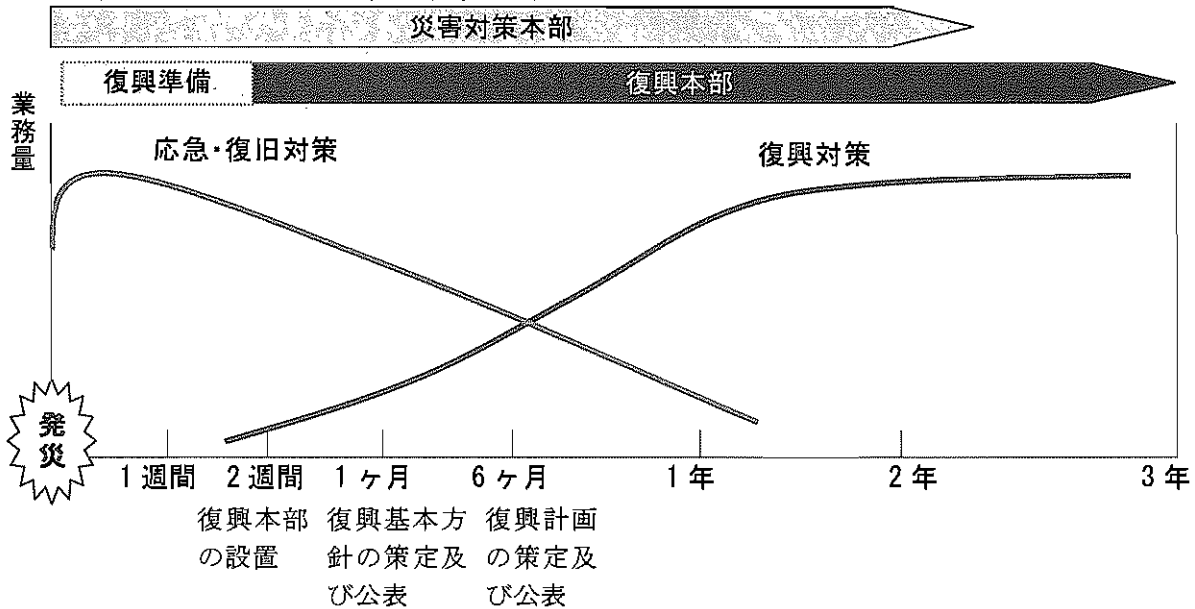
表2

対応事項	災害対策本部	復興本部	
根 拠	災害対策基本法	条例	
対策項目	災害予防・応急・復旧対策	復興対策	
主管部局	防災部局	企画や防災部局（未定）	
時期(※)	発災直後～1年（10年）	発災後2週間～10年	
業 務	事前に地域防災計画で定められた業務	被災の程度により復興のビジョンや新規の施策展開が求められる	
対策内容	がれき処理	道路、公共施設のがれき処理	民間施設のがれき処理の支援
	応急住宅の提供	応急仮設住宅用地の確保から入居まで	復興住宅の建設、仮設住宅の入居者に対する生活支援
	施設の復旧	応急復旧	恒久的な復旧・再建
	用地の調整	応急的な用地の調整	時間的な需要の変化を考えた用地の調整

※阪神・淡路大震災における兵庫県を設置期間は、災害対策本部がH7.1.17～H17.3.31、復興本部がH7.1.30～H17.3.31。

■災害対策本部・復興本部の時期と業務量

図2



(3) 復興計画の必要性

復興計画の策定については、平成21年3月に施行した三重県防災対策推進条例第75条で「県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない」と規定している。

近年の災害では復興計画を策定する自治体は多く、「住民及び行政の士気を高める、一体感を見せる、目標に向かう」という内向性の面と、「外部から被災地支援を促す、国からの財政的支援を引き出す」という外交性の面において、策定の意義があると言われている。

また、復興計画の策定は、まちを計画的に復興させる都市計画的な面と、県民の生活や経済活動を取り戻すため事業を実施する生活復興、経済復興の面において意義がある。都

市計画は、市町が基本的に定め推進していくべき事項であり、また、生活復興や経済復興についても、住民に最も身近な市町が主体的に取り組むことになる。しかしながら、市町の範囲を越えて被害が広範囲に及ぶ場合には、県において広域的な復興計画を策定することが必要となる。

兵庫県においては、阪神・淡路大震災から約6ヶ月が経過した平成7年7月に「阪神・淡路震災復興計画」を、平成17年までの10箇年計画として復興計画を策定している。

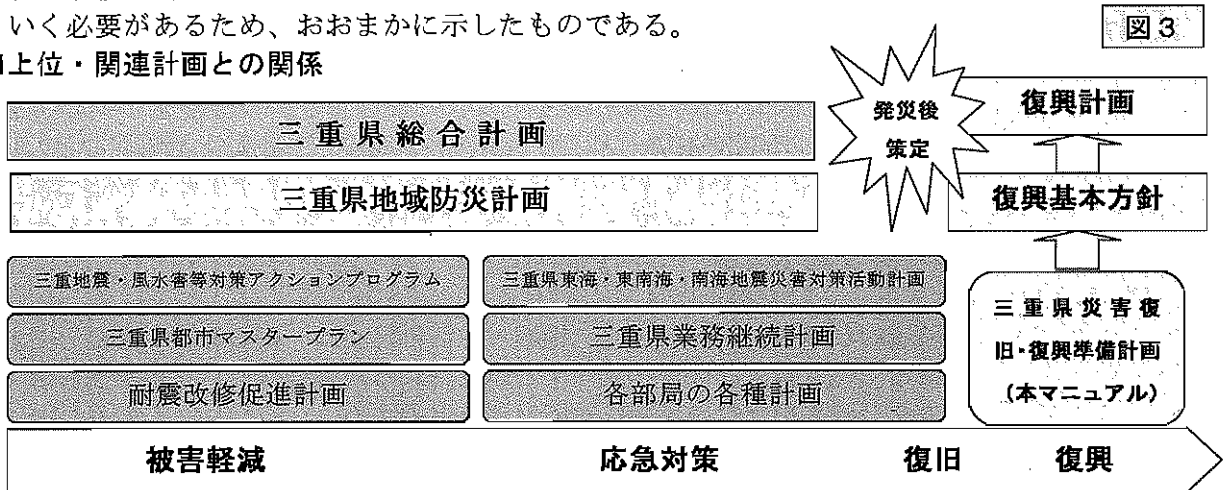
(4) 上位・関連計画・三重県業務継続計画との関係

① 上位・関連計画との関係

大規模災害が発生した場合、その前提となる現状の「ひと」「まち」「経済」は大幅に変化するため、復興計画の策定及び復旧・復興対策の実施に際しては、総合計画等の上位・関連計画を基本としつつ、地域ごとの被災状況や行政分野ごとのそれまでの進行状況、さらに「自助・共助・公助」の考え方など、総合的に勘案しながら判断していくことになる。

上位・関連計画と本マニュアルの関係について、実施時期の区分により関係を示した場合、図3のとおりとなる。なお、既述のとおり応急・復旧・復興対策期の区分は、災害の規模や対応する項目により単純に時間で割り切れるものではなく、連続的に行っていく必要があるため、おおまかに示したものである。

■上位・関連計画との関係



② 三重県業務継続計画との関係

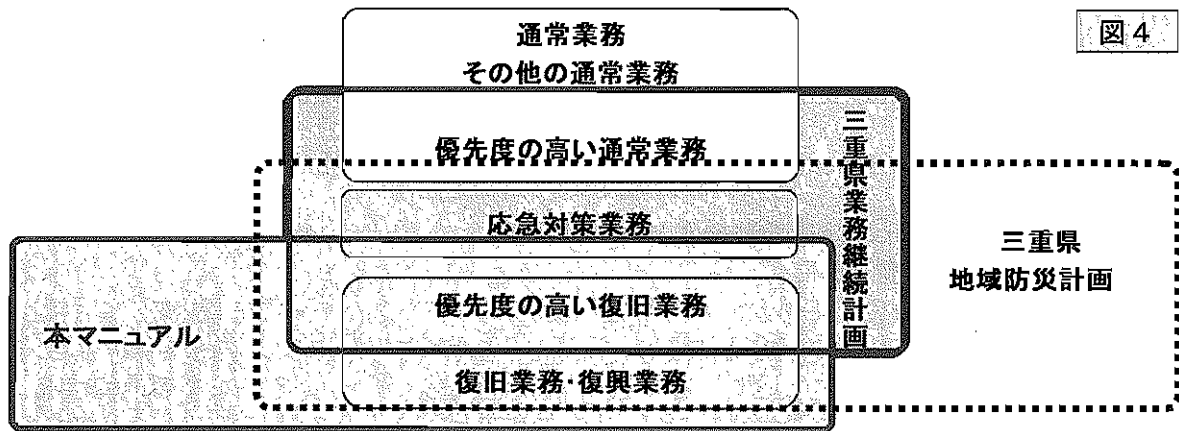
三重県業務継続計画と本マニュアルの関係について、計画の趣旨・時期・対象業務の区分により、表3、図4のとおり整理できるが、重なる時期があることから共通する業務が含まれる。三重県業務継続計画は、目標とする時期までに非常時優先業務を実施するうえで必要な資源の確保等を図るための計画である一方、本「マニュアル」は復旧・復興対策にかかる実施事項の手順や役割分担等を具体的に示したものである。

■業務継続計画と本マニュアルの相違点

表3

区分	三重県業務継続計画	本マニュアル
目的	発災後の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保を図るための計画）。	災害時または事前に実施すべき復旧・復興対策にかかる実施事項や役割分担等を規定する計画（具体的な実施内容・手順を定めた計画）。
対象時期	応急対策期 （一部、復旧・復興対策期を含む）	復旧・復興対策期 （一部、応急対策期を含む）
対象業務	「優先度の高い通常業務」「災害応急対策業務」「優先度の高い災害復旧業務」	災害復旧・復興業務
活用時期	発災直後から概ね1ヶ月後	発災直後から復旧・復興業務完了まで

■業務区分による三重県地域防災計画・三重県業務継続計画・本マニュアルの関係



3) 前提とする災害と対象地域

(1) 災害の種類

前提とする災害の規模は、災害による地域的な被害が大きく、市町に災害救助法が適用されるなど、生活再建への一定の取組が必要とされる災害を対象とする。

具体的な災害の種類としては、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年 3 月）」において想定している東海地震、東南海地震、南海地震や内陸直下型地震などの地震災害をはじめ、伊勢湾台風のような大規模な風水害・土砂災害、地震発生前後の台風通過による複合型災害等、災害による地域的なダメージが大きく、地域・生活再建への取組が必要とされる災害を対象とする。

(2) 前提条件

災害による地域的なダメージが大きく、地域・生活再建への一定の取組が必要とされる災害のうち、県内に最も甚大な被害を及ぼすと想定される最悪のケースを前提条件とすることで、それよりも被害が少ない災害に対応できると考える。

このことから、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年 3 月）」において想定している「東海・東南海・南海地震の同時発生時」には、被害が全县に及ぶとともに、全県的・長期的な復旧・復興対策が必要となることから、これを前提条件とする。

■県内のプレート境界型及び内陸活断層の地震発生確率

表 4

地震名・断層帯名	地震発生確率	
	30年以内	50年以内
東海地震	87% (参考値)	—
東南海地震	70%程度	90%程度以上
南海地震	60%程度	90%程度
養老-桑名-四日市断層帯	ほぼ 0%~0.7%	ほぼ 0%~1%
鈴鹿東縁断層帯	ほぼ 0%~0.07%	ほぼ 0%~0.1%
伊勢湾断層帯 (主部/北部)	ほぼ 0%	ほぼ 0%
伊勢湾断層帯 (主部/南部)	ほぼ 0%~0.002%	ほぼ 0%~0.004%
伊勢湾断層帯 (白子~野間断層)	0.2%~0.8%	0.3%~1%
頓宮断層帯	1%以下	2%以下
木津川断層帯	ほぼ 0%	ほぼ 0%

出典：地震調査研究推進本部の長期評価（平成 23 年 1 月 1 日現在）

(3) 被害想定

三重県地域防災計画被害想定調査報告書より、「東海・東南海・南海地震の同時発生時」の人的被害と建物被害（冬の早朝 5 時発災の場合）について、表 5 のとおり示す。

■東海・東南海・南海地震同時発生時の被害想定

表 5

	死者	負傷者	建物全壊（半壊）
揺れ	約1,300人	約11,100人	約39,000棟（約84,000棟）
津波	防災意識：高 約1,000人 防災意識：低 約3,100人	—	約10,000棟（約6,100棟）
火災	約40～約80人	約150～約300人	約2,900～約5,800棟
液状化	—	—	約10,800棟
斜面災害	約340人	約420人	約3,400棟（約8,000棟）
計	約2,700～約4,800人	約11,700～11,800人	約66,100～約69,000棟（約98,000棟）

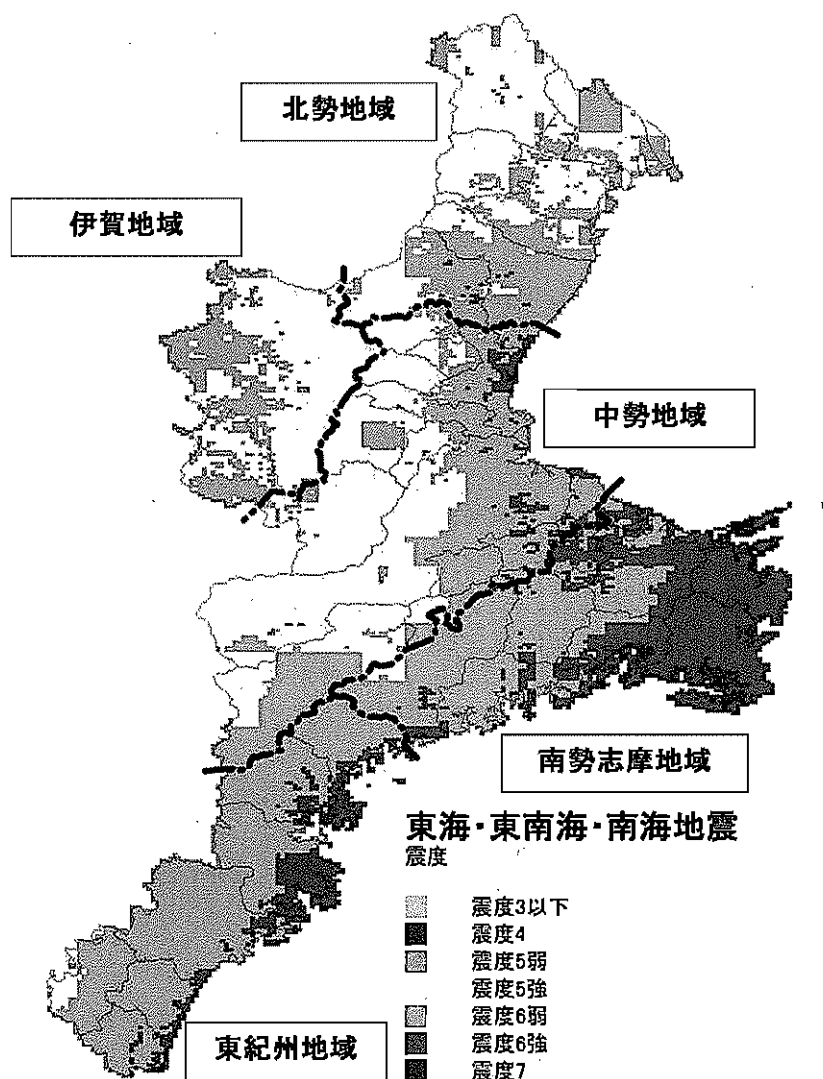
出典：三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成17年3月）

注：津波の数字については、堤防等の河川・海岸施設が機能している場合の被害を想定。

火災の数字については、風速3m/秒～風速15m/秒の被害を想定。

■東海・東南海・南海地震同時発生時の震度分布図

図 5



出典：三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成17年3月）

4) 対象地域

対象地域は本県全域とする。

また、県内を表6、図5に示すように、平成17年3月に三重県が作成した「平成16年度三重県シナリオ型地震被害想定調査研究報告書（災害シナリオ編）」の区分に基づき、北勢・中勢・南勢志摩・伊賀・東紀州の5地域に区分する。

表6

■地域区分別対象市町整理表

地域	対象市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
伊賀	伊賀市、名張市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

5) 地域特性

県内5地域の地域特性について、三重県が作成した「平成16年度三重県シナリオ型地震被害想定調査研究報告書（災害シナリオ編）」の記載内容を参考に、以下に示す。

①北勢地域

(a) 地形・土地利用

- ・北勢地域は、東は伊勢湾に面し、西は北から南へ長く連なる鈴鹿山脈を境に滋賀県と接している。
- ・北西部は、なだらかな起伏をもつ養老山脈で岐阜県と接し、北東部は木曾三川下流の低湿地のデルタ地帯で愛知県と接している。
- ・住宅が密集している市街地が多く、建物被害及び建物倒壊による負傷者の発生、延焼の発生が顕著となることが想定される。
- ・沿岸の埋め立て地域や伊勢平野では、液状化が顕著となることが想定される。

(b) 交通

- ・国道1号及び国道23号は愛知県とのアクセスを担う。また国道258号及び国道365号は岐阜県とのアクセスを担う。また、山地部には東名阪自動車道、新名神高速道路、海岸部には伊勢湾岸自動車道が整備されている。
- ・鉄道では、JR関西本線、近鉄名古屋線等が大きな役割を果たしている。
- ・特定重要港湾の四日市港は三重県の輸出入のほとんどを占め、自動車を中心とする輸送用機械の輸出、原油などの輸入が行われている。

(c) 産業

- ・製造業のウエイトが高く、鋳物・陶磁器などの地場産業に加え、石油化学に代表される素材型工場、自動車や電気機械などの加工組み立て型工場が多い。
- ・四日市市のコンビナート施設では、揺れや液状化等による被害が想定される。その際、近隣住民の安全確保を行う必要がある。

②中勢地域

(a) 地形・土地利用

- ・中勢地域は、高度1,000m程度の山々を擁する鈴鹿山脈と高度を下げた布引山地、中央構造線に接する比較的険しい山容の高見山地と、伊勢湾沿岸部に広がる伊勢平野によって構成される。
- ・住宅が密集している市街地が多く、建物被害及び建物倒壊による負傷者の発生が顕著となることが想定される。
- ・人口密度が高い住宅密集地があり、そのような地域での延焼発生が想定される。

- ・伊勢平野での液状化が顕著に発生することが想定される。

(b) 交通

- ・国道23号は中勢地域の海岸沿いを縦貫する主要道路である。また国道163号、国道165号は、津市から伊賀地域へ向かう主要道路となっている。また、伊勢自動車道が中勢地域を縦貫している。
- ・鉄道は、JR紀勢線、伊勢鉄道、近鉄名古屋線があり、これらは津駅で結節している。

(c) 産業

- ・県庁所在地であることから、金融・保険業、サービス業（政府サービスを含む）など第3次産業の割合が比較的高い。
- ・全国的に知名度が高い畜産業や農業・林業が盛んである。
- ・津市に行政の基幹施設が集中している。これらの施設が被災すると、応急対応等に支障が生じる可能性がある。

③南勢志摩地域

(a) 地形・土地利用

- ・地震時に大陸プレートのはね上がりの影響で、地盤沈下する箇所がある。
- ・海岸に面した集落や護岸が低い漁港などでは、津波により住宅などの建物が流出または浸水する可能性がある。
- ・住民の避難が遅れると津波による人的被害が甚大となる可能性がある。
- ・急傾斜地崩壊による家屋の破壊や道路の寸断が発生する可能性がある。

(b) 交通

- ・北勢地域から南勢志摩地域を結ぶ伊勢自動車道が整備されている。
- ・国道42号は、南勢志摩地域を縦断し、中勢地域から東紀州地域へ至る。また、勢和多気インターチェンジから分岐する紀勢自動車道は東紀州地域へのアクセスとして整備されている。
- ・また、国道23号、国道167号、国道260号は地域内の主要道路となっている。
- ・鉄道はJR紀勢本線・参宮線、近鉄山田線・鳥羽線・志摩線が走っている。

(c) 産業

- ・真珠、かき、たい類の養殖などの水産業が盛んである。
- ・近年は海洋レジャーなど余暇や健康増進面からも海洋利用が進んでいる。
- ・古くから伊勢神宮への「おかげまいり」を通じて全国から多数の参拝客を迎え、人と情報とが行き交う交流拠点として発展しており、景観を生かした旅館・ホテルなど観光産業が集積している。

④伊賀地域

(a) 地形・土地利用

- ・伊賀地域は内陸盆地で、中央に上野盆地、南に名張盆地があり、東の鈴鹿、布引山系、西の笠置山系、南の室生火山群、北の信楽高原と標高500～800mの山々に囲まれている。
- ・急傾斜地崩壊が多数あり、家屋の破壊や道路の寸断が想定される。

(b) 交通

- ・東西幹線として名阪国道、国道25号、国道163号、国道165号、南北幹線として、国道368号、国道422号の主要幹線がある。
- ・国道25号、国道163号及び国道165号は被害の大きい中勢地域と奈良県とのアクセスを担う。
- ・鉄道は、東西にJR関西本線、南部の近鉄大阪線が、南北にこの両者を結ぶ伊賀鉄道が通じている。北東部にはJR草津線が通っている。
- ・近鉄大阪線は、関西圏の通勤の動脈として利便性が高くなっている。またJR関西本線は、名古屋市と大阪市を最短ルートで結ぶ鉄道であるが、単線・非電化である。

(c) 産業

- ・大阪圏に隣接している上に名古屋圏へのアクセスも良いことから、工場立地が進んでいる。

⑤東紀州地域

(a) 地形・土地利用

- ・東紀州地域は、熊野川河口付近を除いてほぼ全域が紀伊山地に属する山地に覆われている。
- ・地震時に大陸プレートのはね上がりの影響で、地盤沈下する箇所がある。
- ・海岸に面した集落や護岸が低い漁港などにおいては、津波により住宅などの建物が流出または浸水する可能性がある。
- ・住民の避難が遅れると津波による人的被害が甚大となる可能性がある。

(b) 交通

- ・紀勢自動車道や熊野尾鷲道路の整備が進められているものの、幹線道路である国道42号が不通になると、南勢地域とのアクセスが寸断され孤立する。
- ・JR紀勢本線は東紀州地域と他地域を結ぶ唯一の鉄道であるが、単線・非電化である。海岸線に沿って敷設されており、津波による被災が想定される。

(c) 産業

- ・勇壮な熊野灘に面し、豊かな自然景観や農林水産資源に恵まれている。
- ・尾鷲市にはコンビナートが立地しており、地震により被災する可能性がある。

2. 復興の理念と基本的視点

1) 復興の理念

大規模災害発生後、県では概ね2週間後を目処に復興本部を設置したうえで、復興理念（スローガン）、復興基本方針を順次策定し、対策分野別復興計画の検討・策定を行ったうえで、発災6ヶ月後を目処に復興計画を策定・公表することとしている。

県民、企業、行政など県内にある全ての組織、県民がその総意で復興を協働して目指していくためには、この復興理念は重要なものであり、必要なものである。しかしながら、発災後に復興理念を整理するためには、学識者等からなる復興検討会議（仮称）への諮問・答申、パブリックコメントの実施等を通して、復興本部が決定するという過程を経ていくため、時間を要することが想定される。発災直後から県民一体となって復興を目指すために、早い段階から復興理念を公表することが必要であり、その準備として、出来る限り発災前から復興理念案を検討していくことが求められる。

したがって、マニュアル作成に当たっても、復興理念を示すことが必要であり、試案として下記に示した。災害後の復興に際しては、被災者だけでなく、地域社会の協働により、福祉・環境・安全などの社会の形成に向けて、次のような理念・考え方が重要であるとし、復興を目指すものとする。

■復興の理念（試案）

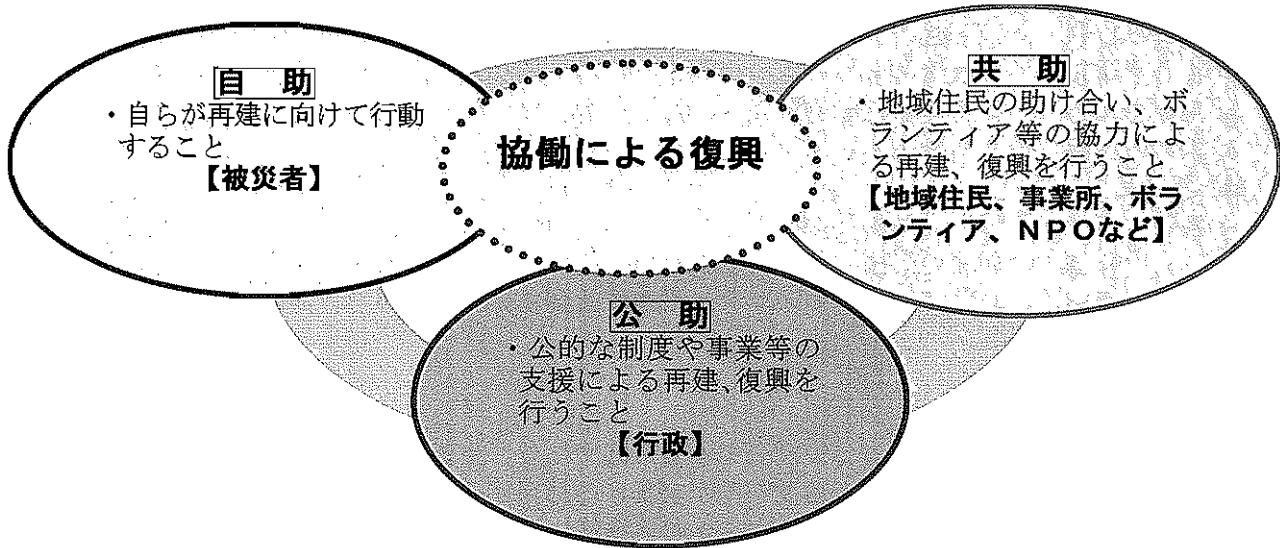
協働復興を円滑に進め、元気で災害に強い三重県を実現する社会づくり

2) 災害復興対策における基本的視点

(1) 被災者、県民等との協働（自助・共助・公助）

災害からの復興は、「自助」の取組により県民主体で再建に向けて行動することが基本であり、生活再建だけではなく、市街地、住宅、店舗、事業所、工場なども県民の力により復興するものであり、経済復興についても主体は県民である事業主、従業員の方々である。それを「共助」の取組として、地域住民、事業所、ボランティア、NPO等が相互に助け合いあうことが重要となってくる。

行政の役割は「自助」「共助」の取組を支援することであり、復興主体である県民の意欲と活力を取り戻す対策を積極的に展開していく必要がある。災害発生後に策定する復興計画は多様な分野に及ぶものであり、県民の生活に密接に関わるものである。県民参加の復興検討会議（仮称）を設けるほか、広報に掲載しパブリックコメントを行うなど、復興計画に県民の意見を反映する仕組みが必要となる。



(参考)

平成21年3月に施行した三重県防災対策推進条例では、災害復旧・復興対策として、県民、自主防災組織、事業者、県の責務を規定している。

(県民の責務)
第72条第1項
県民は、災害が発生した場合において、地域の災害の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、相互に連携し、自主防災組織、事業者、県、市町、国及び防災ボランティア等と協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めなければならない。

(自主防災組織の責務)
第73条
自主防災組織は、災害が発生した場合において、地域社会の再生に貢献するとともに、県、市町及び防災関係機関が実施する災害の復旧及び復興対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)
第74条
事業者は、災害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場を確保するとともに、県、市町及び防災関係機関と連携して、地域経済の復興に貢献するよう努めなければならない。

(県の責務)
第75条第1項
県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない。

(2) 復旧・復興と生活再建

現代では、災害から「いかに被害を少なくするか」が差し迫った課題となっている。

■インフラの整備

- ・市街地復興、都市基盤復興では、災害に強いまちへ改修し、より安全なまちへ復興することを目指す。事情によっては「復興」ではなく「復旧」にとどめる場合も想定する。
- ・道路や公園等の都市基盤施設や建築物、さらに産業などのまちを構成するものは、常に人の生活感や過ごしやすさを念頭に築き上げられることが必要である。

■生活再建

- ・被災者が、被災後に置かれた状況の中で、いかにして最善の「再建」を行うかが課題であり、行政はその再建の支援をどのように進めるのかが重要である。
- ・人と人の関係においては、コミュニティや地域社会を介在しながら、共助の関係を築くことが必要である。

3) 県と市町の役割分担

復興は、県と市町によって役割分担する取組であり、生活復興や住宅復興、まちの復興等について、市町の取組を県及び国が支援する体系が基本となっている。

県及び市町が主体となって実施すべき復興施策について、表7に示す。

表7

■県及び市町が主体となって実施すべき復興施策

	県	市町
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・県においては、市町間の調整や市町単独では実施が困難な施策の実施、技術的・財政的支援、国への支援要請等を行う。 ・県職員を市町に派遣することにより、被災地と県の連携を図る。 ・被害が複数の市町におよび、それらの市町が連携を図り復興対策を推進する必要がある場合には、県が働きかけ、復興連絡会議を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は当該地域における復興対策を重点に実施する。 ・市町が実施すべき事項であっても、単独で実施することが困難な事項については、県および国に対して支援を要請する。
主な復興施策	<ul style="list-style-type: none"> ・復興財源の確保（復興対策に係る財政需要や復興基金の創設など） ・被災状況調査の実施（応急危険度判定調査体制や住宅・公共施設被害調査など） ・復興まちづくり協議会（仮称）の結成・活動支援 ・応急仮設住宅、民間マンション再建支援など ・産業復興、雇用・就業対策 ・医療・福祉・学校の再建支援 ・災害廃棄物の処理や環境対策 ・情報提供・相談体制の確立 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復興体制の確立 ・被災状況の詳細な調査の実施 ・復興計画の策定 ・市営・町営住宅の供給、住宅再建支援 ・メンタルヘルスケア等の実施 ・学校授業の再開 ・文化・社会教育施設の再建 ・ボランティアの確保 <p style="text-align: right;">など</p>

4) 被害想定・地域特性を踏まえた検討の方向性

■人口減少・高齢社会への配慮

東海・東南海・南海地震の同時発生が最も懸念される2030～40年頃の三重県の人口は、現在と比べ25万人程度減少し、さらに超高齢社会になっている。特に県南部の人口減少・高齢化の影響は深刻であり、被災後、どのように地域づくりを進めるか、事前に検討しておく必要がある。

■津波被害への配慮

東海・東南海・南海地震の同時発生の被害想定では、熊野灘沿岸部の各地域はもとより、人口密度の高い市町が多い伊勢湾内沿岸部においても、津波被害は相当数に及び、漁業に大きな被害が出るのが想定されている。漁業と一体である生活構造をどう再建するか、事前に被災後のまちづくりの青写真を作っておく必要がある。

■時間差による地震発生の想定

東南海地震が発生した後に時間差で南海地震が発生する被害想定では、発災後の災害対応、復旧作業、さらには地域の経済活動に大きな影響が出るのが想定されている。

再度被害を受ける可能性がある地域の道路・橋、さらにガス・水道といったライフラインの復旧をどうするか、観光客の減少・新たな経済投資がなくなるという問題がある。

昭和東南海地震、南海地震のように時間差が2年間になると、地域の経済活動に与える影響は深刻になるため、復興プロセスをどう捉えるか、災害後に復興計画を策定する際には、意思決定が問われる。

■密集市街地への配慮

国土交通省調査の地震時に延焼の恐れの高い密集市街地（重点密集市街地）は、県内に6地区19ha、三重県で定めた基準による密集市街地は309地区、約4,000haあり、対策として建物の不燃化・難燃化、道路やオープンスペースの整備を進めていく必要がある。

ただし、敷地が狭く建て替えが困難で、権利関係が複雑であり、近年は居住者の高齢化や空洞化という社会問題を抱えている。このため、平常時から消火・避難訓練だけでなく、事前の防災まちづくりを進める取組として地域で復興訓練を行う必要がある。

■産業への配慮

県北部の石油コンビナート産業や県南部の農林水産業など、県を支える産業の早期復興を実現するための支援体制を確立しておく必要がある。

■中山間地への配慮

山間部において孤立化した集落等の被災状況に応じた復興支援について、市町と連携し確立する必要がある。

■事前復興対策の実施

計画やマニュアル策定に止まらず「復興対策に資する事前対策」を検討する必要がある。事前復興対策として、「応急危険度判定調査体制の検討」「被災宅地危険度判定調査体制の検討」「応急仮設住宅の建設資材の把握や供給方法の検討」「被災児童・生徒への支援策の検討」「NPO・ボランティアの育成」などの対策を実施し、災害後、速やかな復興対策をとる仕組みを整えておく必要がある。

■計画の進行管理

復興マニュアルを策定することで、事前復興対策の目的が達成される訳でない。マニュアルの内容を職員に研修したり、復興模擬訓練の実施、県民や各種団体への周知を行うなど、マニュアルに基づく各種の事前対策を実施する（D）。また、一定時間が経過した時点で、点検作業や検証会議を実施し、マニュアルの改訂や現行事業の改善を図る（C・A）。

このようにPDCAサイクルに基づく計画的運用を実施することで、事前復興対策の進展だけでなく、より実効性の高い防災対策へと進化することが必要である。

3. マニュアルの構成

本マニュアルは第1章～4章及び資料編による構成とし、以下について記載する。

第1章	マニュアルの趣旨、構成について
第2章	復興に関連する応急対応、計画的復興への条件整備について
第3章	すまいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業・経済復興について
第4章	今後、検討すべき課題について
資料編	各章の関連資料や参考資料

1) 記載方法

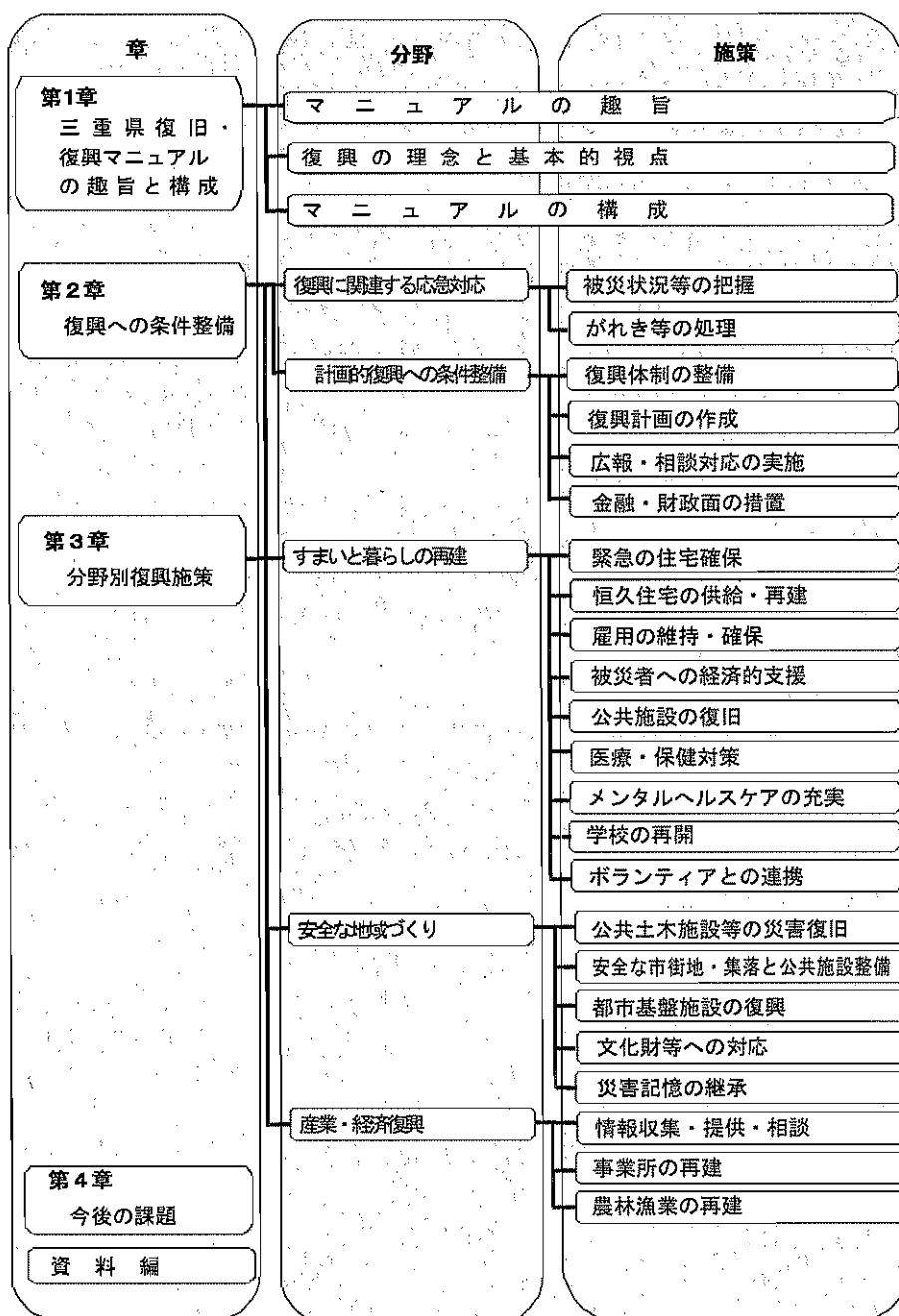
本マニュアルは、対策項目ごとに目的、流れ、所管、実施時期、手順と方法を個別表にまとめ、示したものであり、出来る限り対策がイメージしやすいように作成した。

なお、今回、整理・調整ができなかった項目やマニュアル作成後に実施すべき事項については、事前に調整又は準備しておくべきこととして記載している。

また、マニュアル全般に関わる事項については、第4章に今後の課題として記載する。

2) マニュアルの構成

図7



3) 個別表の記載内容

図 8

■ 個別表の記載内容

対策項目	1 ○○○○
対策項目に関する目的、概要、背景等について記述	
関連法令・制度	対策項目に関する法令・制度を記述

■ 事前に準備しておくべき事項

具体的な対策	所管部局	内容、方法
復興委員会の立ち上げ	○○部	災害後に復興委員会を迅速に立ち上げるための手法等の検討

■ 発災後の行動

具体的な対策	所管部局	実施時期	手順と方法
上記項目を実施する際の具体的な対策を記述 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">何を</div>	対策を実施する部局、機関を記述 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">だれが</div>	対策を実施する時期を具体的に記述 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">いつ</div>	左欄の具体的な対策を実施する際の手順等について、どのような場面で、どのような方法で行うかを順序だてて記述 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">どこで、どのような方法で</div>

留意事項	○既存計画、マニュアル、手引き、要綱、協定、申し合わせ 等
------	-------------------------------

4) マニュアルの活用と留意点

本マニュアルは、大規模災害発生後において、速やかに県民生活の安定を図るための行政活動を遅滞なく、かつ混乱のないように行うための行動指針として作成したものである。

■本マニュアルの活用

- 県、市町等関係機関を復興対策実施者とするが、復興の主体はあくまでも県民自らであり、行政の役割は支援することにある。そのため、復興理念（スローガン）や復興計画等の策定には県民参画のプロセスを加えることとする。
- マニュアルの活用にあたっては、災害発生後の混乱期においても実際に遂行にあたる職員が、迅速・的確に復旧・復興に向けて取り組むことができるよう、事務遂行上の手引き書として記述し、県民主体の復興対策の展開に役立てることとする。

■本マニュアルの利用に際する主な留意点

○復興の視点を示したもの

本マニュアルでは、災害復旧・復興における特徴的な対応方策を中心に紹介しており、復興対策において再度災害を防ぐための防災対策及び再建のための各種地域振興策が重要であることはいうまでもない。しかし、これらについては相当に専門的かつ社会環境に大きく左右される事項であることから、本マニュアルにおいては取組にあたって必要な視点を示すものとしている。

○県民参画による復興

復興は行政のみではなく、被災者や地域住民、事業者、ボランティア、NPO等の県民との協働により実現するものであり、復興計画への県民参画の仕組みづくりを行うことが必要である。

○マニュアルは目安

時系列、部署別の分類は、あくまでも目安であり、復興計画を作成するに当たっては、想定する災害や各機関の組織構成を考慮することが必要である。

○災害により対応は異なる

東海・東南海・南海地震の同時発生時を想定としたものであり、災害の種類に応じて適用されるべき項目に違いが生じる場合がある。

○県職員の行動指針

県職員の行動指針として示したものであり、これを参考にしつつ、被災状況や地域特性に応じた対策を展開する必要がある。

○県は市町の支援

県が復興の全体像を示し、市町の復興に向けた支援を行うことを基本としている。

○マニュアルの所管

本マニュアルの担当部署は、防災危機管理部が所管する。

5) マニュアルの見直し・修正

本マニュアルは、前提となる被害想定の見直し、既存計画の見直しや修正、社会環境の変化、庁内の組織改編等に合わせて、必要に応じ適宜見直し、修正を行う。

6) 市町マニュアルへの反映

本マニュアルは、三重県における災害からの復旧・復興を円滑に進めるためのものであり、これを参考として、県内各市町がそれぞれの地域特性に応じて、事前に定めておくべき対応（復旧・復興マニュアル）を策定することが望まれる。

■復興プロセス：第2章 復興への条件整備・全体フロー（案）

分野	主な所管	復興初動体制の確立		復興基本方針の策定		復興基本計画等の策定		復興事業の推進	
		発災直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6か月	～1年	～2年
1. 復興に関連する応急対応	建築物被害の概要調査 人的被害の把握			災害救助法の適用・被災者生活再建支援法の適用					
	ライフライン被害の概要調査								
	利用可能空地の把握、被災ビルのアスベスト使用状況調査								
	応急危険度判定		各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査						
	被災度区分判定 被災宅地危険度判定 がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査		被災者生活実態調査 離職者・雇用動向調査 産業被害と再建意向調査 文化財・歴史的建造物等の被害調査		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用				
	災害廃棄物の発生量の予測				住宅再建意向調査 復興状況把握のための調査				
	家屋被害の詳細調査 堆積物・災害ゴミ等処理体制の構築 堆積物・災害ゴミ等処理の実施計画の策定 災害廃棄物処理推進体制の整備 災害廃棄物処理基本計画の策定と周知			り災証明の発行					
	災害廃棄物処理の実施及び周知				堆積物・災害ゴミ等の収集・処理の実施 災害廃棄物処理の実施及び調整				
	関連する視察等への対応								
	2. 計画的復興への条件整備	復興本部の設置 復興本部の組織 復興本部会議の運営 職員の配置の調整 派遣職員の受入							
復興本部の設置 復興本部の組織 復興本部会議の運営 職員の配置の調整 派遣職員の受入			県・市町の役割分担 復興本部長等連絡会議（仮称）の設置 復興本部等事務局連絡調整会議の開催 課題別・分野別復興連絡調整会議の開催 指定公共機関との役割分担						
復興検討会議の設置 復興検討会議委員の選定 復興検討会議委員の招集 復興検討会議への検討依頼									
復興検討会議の提言									
復興計画策定の組織体制					復興計画策定に向けて、地域等との連携 復興計画策定に向けて、国や他の地方公共団体との連携			復興計画の公表	
復興理念の検討 復興基本方針の検討					復興検討会議の設置・運営				
復興計画策定体制の構築									
復興基本方針の策定									
復興検討会議（仮称）への依頼及び同会議からの提言									
復興計画の策定－原案作成、特定分野の計画策定、意見照会、公聴会等、調整作業、本部会議付議・本部長決定									
広報手段・ルート確保 広報一元化体制の整備 総合的な相談窓口の設置 臨時相談窓口の設置 総合支援窓口の設置					緊急の金融措置 財政需要見込額の算定 行財政計画の検討 国庫補助金等の特例措置の提案要求 その他の財源確保の検討 基金創設に係る予算措置				
基金創設の決定									
予算編成					起債の検討 特別交付税の検討				
					事業関係説明会等の開催				

注）各項目の内容等は随時見直しを行うため、今後変更されることがあります。

■復興プロセス：第3章 分野別復興施策（すまいと暮らしの再建）・全体フロー（案）

分野	主な所管	復興初動体制の確立		復興基本方針の策定		復興基本計画等の策定		復興事業の推進	
		発災直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6か月	～1年	～2年
1 すまいと暮らしの再建				災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 被災者が自力で実施する応急修理支援					
		悪徳業者への注意喚起、価格監視 応急的な住宅の供給戸数の検討 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出 応急的な住宅の供給計画の策定	供給可能な一時提供住宅の確保 民間賃貸住宅の借り上げ 入居者の募集・選定 一時提供住宅の入居者の管理		維持管理体制の構築・住環境の改善 利用長期化への経過措置 応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援				
		建設可能用地の確保	応急仮設住宅等の建設 入居者の募集・選定						
				入居者の生活支援				応急仮設住宅等の撤去	
		恒久的な住宅の必要戸数の算出							
		恒久的な住宅の供給可能戸数の把握・恒久的な住宅の供給計画の策定						入居者の募集・選定	
		公営住宅の建替・補修							
		公営住宅の新規整備						住宅再建への融資制度の創設	
		家賃低減化対策 その他公的住宅の供給 被災者生活再建支援法制度に基づく事業 がけ・擁壁、私道復旧への措置 建築基準法の弾力的な運用 建築協定の積極的な運用 共同化・協調化支援 その他の支援	被災マンション等の権利者の合意形成支援 被災マンション等の既存不適格建築物に対する緩和措置の実施 被災マンション等の建替支援制度の創設 罹災都市借地借家臨時措置法の適用 住宅復興に関する情報提供・人的支援 住宅供給等に関する協議会の設置等 建築確認・監視体制の整備						
		被災状況調査 雇用状況調査		雇用状況の整理・分析 求人動向の把握 休職動向の把握					
		事業者への雇用維持の要請 公的機関での雇用維持の要請	各種事業制度の周知及び利用促進 雇用保険制度の活用促進と周知		定期的雇用状況調査 求人拡大 職業の斡旋				
		災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給					地方公共団体制度資金等による貸付・支給		
		生活再建資金の貸付							
		被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法）の支給							
		地方税の減免等・公共料金の減免等							
		義援金の受付 義援金配分委員会の設置 義援金の配分・交付 義援金の交付申請		義援金処理に係る監査 及び支給状況の公表					義援金の配分計画及び配分項目の再検討
		公共施設等の被災状況の把握 地域医療体制の確立 こころのケアの専門的人材の育成・確保			保健対策の実施 住宅福祉サービス等の実施 生活保護の実施				
			公共施設の早期復旧による機能維持・仮設・代替施設等による機能維持						
		社会福祉施設の再建							
			児童・生徒に対するこころのケア事業の実施						
	こころのケアに関する相談窓口 の設置 教育施設の復旧 教室の確保 被災児童・生徒への支援								
		ボランティアの育成							
	ボランティアとの連携								

注) 各項目の内容等は随時見直しを行うため、今後変更されることがあります。

■復興プロセス：第3章 分野別復興施策（安全な地域づくり）・全体フロー（案）

分野	主な所管	復興初動体制の確立		復興基本方針の策定		復興基本計画等の策定		復興事業の推進	
		発災直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6か月	～1年	～2年
2. 安全な地域づくり	公共土木施設等の被害の把握・報告 復旧の基本方針の決定 災害復旧関係技術職員等の確保								
	公共土木施設等の応急工事 公共土木施設等の災害査定 被災箇所の応急対策工事 総合的な治水対策の検討 河川施設における障害物の除去								
	被災施設の災害復旧 砂防・治山施設等の整備 地すべり防止施設の整備 河川施設の災害復旧 河道整備 保水・遊水機能の強化	内水排除施設の整備 氾濫抑制施設等の整備 海岸・港湾施設の災害復旧 防潮堤の整備・嵩上げ 津波防波堤の整備 河川改修・水門等の整備			その他防護施設の整備等 コンビナート地区の対策				
	被害の分析とハザードマップの作成 復興防災まちづくり方針の作成 復興緊急整備条例（仮称）の施行 建築制限の実施	災害危険区域の指定 その他の危険区域指定や建築制限等					再開発事業 住宅市街地の基盤整備 延焼防止対策 避難施設・防災拠点等の整備		
	宅地・公共施設の移転事業・嵩上げ事業・被災公共施設等の移転・嵩上げ								
	道路・交通基盤の復旧・復興方針の策定								
	道路・交通基盤の迅速かつ円滑な復旧事業の実施								
	災害に強い交通ネットワークの構築 より快適な道路空間の整備								
	港湾・漁港の復旧・復興 流通施設の普及・復興 公園・緑地等の復旧・復興方針の策定 既存公園の復旧・復興								
	公園緑地の体系的な整備								
	防災拠点としての公園施設の拡充・整備								
	ライフライン施設の復旧・復興方針の策定								
	災害に強いライフライン施設の整備								
	文化・社会教育施設の再建								
	文化財の保護・復旧								
文化財所有者との協議									
被害記録写真等の保存									
災害記録誌作成にかかる現地取材									
災害記録の収集及び編集							災害記録誌の発刊		

注) 各項目の内容等は随時見直しを行うため、今後変更されることがあります。

■復興プロセス：第3章 分野別復興施策（産業・経済復興）・全体フロー（案）

分野	主な 所管	復興初動体制の確立		復興基本方針の策定		復興基本計画等の策定		復興事業の推進		
		発災直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6か月	～1年	～2年	
3 産業・ 経済復興		事業所等被害概況調査								
		定期的な被害・復旧状況調査								
		取引状況の把握 資金需要の把握								
		取扱い機関への説明会の開催 事業主・組合等への周知 相談体制の構築 相談窓口の設置								
		物流の安定								
						事業所の再建：取引先のあっ旋等 事業所の再建：資金需要の把握と関係金融機関への要請 事業所の再建：既往融資制度の活用促進 事業所の再建：経営相談の実施 事業所の再建：商工業の高度化支援				
								事業所の再建：中小企業：早期の復旧支援 事業所の再建：貸貸型共同仮設工場・店舗の設置 事業所の再建：共同仮設工場・店舗設置団体への支援 事業所の再建：民間貸貸工場・店舗の情報提供とあっ旋 事業所の再建：事業用地の情報提供とあっ旋		
								観光施設の新設 観光資源の開発 観光客の誘致		
								農林漁業の再建：資金需要の把握と関係金融機関への要請 農林漁業の再建：既往融資制度の活用促進 農林漁業の再建：相談・営農指導等の実施 農林漁業の再建：災害復旧事業 農林漁業の再建：災害関連事業 農林漁業の再建：公共土木施設災害復旧事業 農林漁業の再建：代替生産施設の整備 農林漁業の再建：農林水産業の活性化		

注) 各項目の内容等は随時見直しを行うため、今後変更されることがあります。

個別シート（記載例）

対策項目	応急仮設住宅の建設		
<p>震災後、被災者の居住の安定を図るために応急仮設住宅の建設が必要となる場合がある。必要な応急仮設住宅を、県と市町が協力連携し迅速かつ的確に供給できるようにするために、具体的な対応を示すものでなければならない。</p> <p>また、未利用県有地については、被災者の一時避難場所、仮設住宅用地、物資資材の中継基地、臨時駐車場など災害復旧に必要な活動用地とする。</p>			
対策項目に関する目的、概要、背景等について記述			
関連法令・制度	対策項目に関する法令・制度を記述		

■ 事前に準備しておくべき事項

具体的な対策	所管部局	内容、方法
応急仮設住宅建設・管理マニュアルの作成	〇〇部	震災後、災害救助法が適用される中で、速やかに応急仮設住宅を建設し、管理していくことを事前に検討し、迅速に対応できるようにしておく。

■ 発災後の行動

具体的な対策	所管部局	実施時期	手順と方法
(1) 未利用県有地の現状把握及び災害対策本部への情報提供	〇〇部	被災直後～1週間	①未利用県有地の被災状況について所在県民センター、警察、市町等を通じて被災状況を収集する。必要に応じて直接目視調査を行う。 ②利用可能な未利用県有地を把握する。 ③災害対策本部に利用可能な未利用県有地を報告する
(2) 建設戸数の把握・建設方針等決定	〇〇部 市町	被災後1～2週間程度	①県と市町は全壊・焼失世帯数より必要戸数を推定する。あるいは避難所への避難者を対象に聞き取り調査を行い、必要戸数を推計する。
(3) 建設計画の策定及び建設戸数の決定	〇〇部 市町	被災後1ヶ月以内	①必要建設戸数計画を作成し戸数を決定する。 ②災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書に基づきプレハブ建築協会へ要請を行う。
上記項目を実施する際の具体的な対策を記述	対策を実施する部局、機関を記述	対策を実施する時期を具体的に記述	左欄の具体的な対策を実施する際の手順等について、どのような場面で、どのような方法で行うかを順序だてて記述

留意事項	〇既存計画、マニュアル、手引き、要綱、協定、申し合わせ 等
-------------	-------------------------------